



発行日 2024.3.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

弥生 3 月、暖冬とはいっても寒い日もありましたが、草木も芽を吹き、春めいてきました。好きなプロ野球も 2 月からキャンペーンし、今月末にはよいよ開幕となります。楽しみです。

さて、経済に目を向けると、株価はこのところ大きく上昇しており、バブルで付けた最高値を更新しました。賃上げも大企業を中心に進んでいるようです。長く続いたデフレからの脱却となるか、正念場ですね。



梅【大高緑地公園】 2024.2.28 撮影

【INDEX】

- 雇用に関する最新情報
雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要 1
- 健康保険に関する最新情報
令和 6 年度協会けんぽの保険料率について 2
- 雇用に関する最新情報
令和 6 年 4 月 1 日からの障害者雇用納付金関係
助成金の主な変更点について 2
- 特集
定額減税についてについて 3
- 調査資料から
男女の賃金の差異、平均値が初公表されました 4
- PRIVATE
湖北「賤ヶ岳」&「赤坂山」
沖縄キャンプ 4

■ 雇用に関する最新情報

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要

2 月 9 日、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。本改正案に盛り込まれている主な内容は、次のとおりです。

■ 改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やリ・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

■ 改正の概要

1. 雇用保険の適用拡大

○雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20 時間以上」から「10 時間以上」に変更し、適用対象を拡大

2. 教育訓練やリ・スキリング支援の充実

- ①自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする(自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則 2 か月としているが、1 か月に短縮)
- ②教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大 70%から 80%に引き上げる(教育訓

練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付(10%)を新たに創設)

- ③自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保

- ①育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置を廃止
- ②育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする(①・②により、当面の保険料率は現行の 0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。)

4. その他雇用保険制度の見直し

- 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の 80%→60%)及びその暫定措置の令和 8 年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和 8 年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施

■ 施行期日

- 令和 7 年 4 月 1 日(ただし、3 ④及び 4 の一部は公布日、2 ②は令和 6 年 10 月 1 日、2 ③は令和 7 年 10 月 1 日、1 は令和 10 年 10 月 1 日)

■健康保険に関する最新情報

令和6年度協会けんぽの保険料率について

■令和6年度協会けんぽの保険料率

令和6年度協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）から次のとおり変更されます。

	5年度	6年度	
愛知県	10.01	10.02	↑
岐阜県	9.80	9.91	↑
三重県	9.81	9.94	↑
東京都	10.00	9.98	↓

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率1.60%が加わります。（1.82%⇒1.60%の引き下げ）

■保険料の計算方法について（ご参考）

1. 事業所の保険料額の計算方法（合計額）

被保険者ごとの標準報酬月額と標準賞与額に、それぞれの制度ごとの保険料率を乗じて得た額を合計します。その合計額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます（被保険者ごとに端数処理は行いません）。

2. 被保険者の給与から保険料を控除する方法（被保険者負担分）

各事業所では、被保険者の給与から健康保険料と厚生年金保険料を控除します。控除する金額は、その被保険者の標準報酬月額に保険料率を乗じた額の半額となります（折半）。

⇒控除する金額＝その被保険者の標準報酬月額
×保険料率÷2

折半した額に1円未満の端数が生じるときは、端数処理を行います。

(1) 事業主が給与（賞与）から被保険者負担分を控除する場合

控除額の計算において、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

例)

12,345.50円⇒12,345円を控除します。

12,345.51円⇒12,346円を控除します。

(2) 被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合

被保険者が事業主に現金で支払う額の計算において、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

例)

12,345.49円⇒12,345円を被保険者が事業主へ払います。

12,345.50円⇒12,346円を被保険者が事業主へ払います。

（注）上記（1）（2）にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理を行うことができます。

3. 事業主負担分の計算方法

事業主負担分は、「納入告知額」から「全ての被保険者の上記2で算出した保険料額の合計額」を差し引いた金額となります。本来、事業主が負担すべき金額は、被保険者の標準報酬月額に保険料率を乗じた額の半額となります。ただし、被保険者の給与から保険料を控除する際に端数処理を行いますので、事業主負担分と被保険者負担分は、必ずしも一致するとは限りません。

■雇用に関する最新情報

令和6年4月1日からの障害者雇用納付金関係助成金の主な変更点について

2月13日、高齢・障害・求職者雇用支援機構は、令和6年4月1日からの障害者雇用納付金関係助成金の主な変更点を公表しました。次のような内容となっています。

【共通する変更点】

○対象となる「労働者」に、週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者を「特定短時間労働者」として追加

【障害者作業施設設置等助成金・障害者介助等助成金の一部・職場適応援助者助成金】

○中高年齢等障害者（35歳以上の方）の雇用継続を図る措置への助成を新設

→ 加齢による変化が生じることで当該障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合で、継続雇用のために当該障害者の障害特性から生じる業務遂行上の課題を克服するために必要な支援措置と認められる場合に支給
→ 支給対象は、35歳以上で雇用後6カ月を超える期間が経過している障害者

→ 対象となる障害者、助成率、支給限度額、支給期間等は各助成金による

【障害者雇用相談援助助成金の創設】

○一定の要件を満たす事業者として労働局から認定を受けた事業者（認定事業者）が、労働局等による雇用指導と一体となって障害者の雇入れや雇用管理に関する相談援助事業を利用事業主に実施した場合に支給

【障害者介助等助成金等】

○事業主が行う次の措置への助成を新設

・障害者を雇用したことがない事業主等が職場実習の実習生を受け入れた場合等：障害者職場実習等支援事業

・障害者の雇用管理のために必要な専門職（医師または職業生活相談支援専門員）の配置または委嘱：健康相談医の委嘱助成金、職業生活相談支援専門員の配置または委嘱助成金

・障害者の職業能力の開発および向上のために必要な業務を担当する方（職業能力開発向上支援専門員）の配置または委嘱：職業能力開発向上支援専門員の配置または委嘱助成金

・障害者の介助の業務を行う方の資質の向上のための措置：介助者等資質向上措置に係る助成金

・中途障害者等の職場復帰後の職務転換後の業務に必要な知識・技能を習得させるための研修の実施：中途障害者等技能習得支援助成金

定額減税について

1月号「令和6年税制大綱について」でもご案内させていただきましたが、詳細についてご案内させていただきます。昨年12月に決定された大綱においては、令和6年分の所得税について定額による特別控除(定額減税)を実施されることとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、本年6月から実施されることとなります。

定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方(給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下(注)である方)です。

(注) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- 1 本人(居住者に限ります。) **30,000円**
- 2 同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限ります。) **1人につき30,000円**

定額減税の実施方法

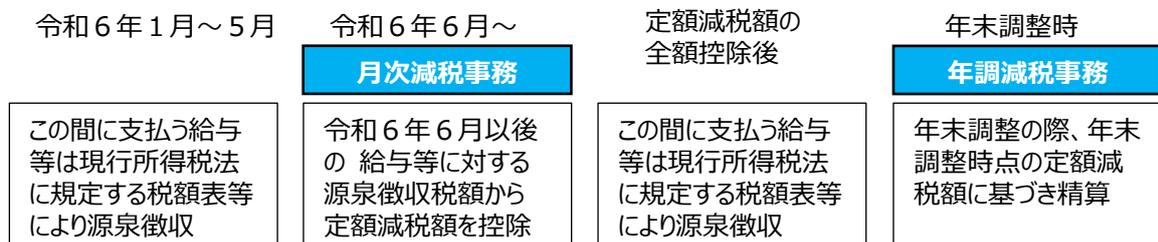
特別控除は、所得の種類によって、次の方法により実施されます。

1 給与所得者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等(賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限ります。)につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」といいます。)の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

【給与支払者の事務】



2 公的年金等の受給者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。)につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)により調整することとなります。

3 事業所得者等に係る特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により特別控除の額を控除することができ、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額が11月の第2期分予定納税額から控除されます。

■ 調査資料から

男女の賃金の差異、平均値が初公表されました

■ 男女の賃金の差異の平均値

令和4年7月8日に、女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者301人以上の大企業に対し情報公表が義務化されたのは記憶に新しいところです。

今般、厚生労働省の労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、男女の賃金の差異の平均値（対象：301人以上事業主）が明らかにされました。

【男性の賃金に対する女性の賃金の割合の平均値】

- ・全労働者→69.5%
- ・正規雇用労働者→75.2%
- ・非正規雇用労働者→80.2%

※義務対象企業17,370社のうち、女性の活躍推進企業データベースに加え、厚生労働省が把握した14,577社の公表数値の平均値（令和6年1月19日時点）

■ 求職者にとっての比較材料に

男女の賃金の差異は、厚生労働省の「女性の活躍推進

企業データベース」で公表されています。もちろん、差異が大きいからといって一概に差別的な取扱いをしているというものではありません。しかし、あまりに開きがある場合、特に女性の求職者が不安を覚える可能性は大いにあります。

今回公表された平均値は、採用活動において重要な意味を持つことでしょう。逆にいえば、十分な取組みを行っているという企業は、適切な説明や積極的な発信をすることで、この数値を味方とすることもできそうです。そのためのはじめの一步として、まずは自社の男女の賃金の差異を把握することが重要です。

【男性の賃金に対する女性の賃金の割合】

全労働者	69.5%
正規雇用労働者	75.2%
非正規雇用労働者	80.2%

□ PRIVATE

湖北「賤ヶ岳」&「赤坂山」

琵琶湖の北に位置する賤ヶ岳と赤坂山に登ってきました。今回は総勢14人のメンバーです。

賤ヶ岳は、戦国時代羽柴秀吉と柴田勝家が戦った地としても有名です。琵琶湖の展望のいい山でした。

琵琶湖畔に宿泊して次の日マキノ高原から赤坂山を往復しました。ふもとはほとんど雪がありませんでしたが、さすがに日本海に近く、頂上付近は50～60cmの積雪がありました。頂上からの展望も日本海と琵琶湖を見下ろすことができ、素晴らしい眺めでした。



賤ヶ岳頂上から琵琶湖

赤坂山へ向かう



沖縄キャンプ

昨年「アレ」したチームの沖縄キャンプに行ってきました。子供のころから好きなチームで昨年は涙して喜びましたよ。

今回で3回目ですが、阪神ファンの集まる居酒屋仲間30人のメンバーです。

今回は、うるま市にある2軍のキャンプ地と中日とのオープン戦のあった北谷球場にいきました。これからシーズンに向けて調整していきましょう。今年も期待できそうです。

それにしても、沖縄とは思えない寒さでした。



沖縄でも「勝ちてえがやっ!!」

めんそーれ阪神



瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)